

1999 年度 学会奨励賞 選考結果と受賞の言葉

第 1 回学会奨励賞授賞理由

学会奨励賞選考委員長 松村良之

第 1 回（1999 年）の学会奨励賞について、会員の皆様からご推薦のあった作品、そしてこちらで調べました作品合わせて、著書部門については 3 冊、論文部門については 10 編を候補とし、選考委員会（委員長松村良之理事、委員は田中茂樹、棚瀬孝雄、宮沢節生、檜村志郎の各理事）が厳正かつ慎重に選考いたしました。選考の結果、学会奨励賞（著書部門）には李衛東会員の『超近代の法：中国法秩序の深層構造』（ミネルヴァ書房）が、学会奨励賞（論文部門）には高村学人会員の「ナポレオン期における中間団体政策の変容：『ポリスの法制度』の視点から」『社会科学研究』50 巻 6 号が選ばれました。選考結果は 2000 年 10 月 15 日の理事会に報告されました。

『超近代の法：中国法秩序の深層構造』は、時間的にも空間的にも混沌としていて、理論的に整理するのが困難な中国法を前にして、中国大陸社会の基本原理を関係構造にあるとする著者が、その理論化をはかろうとした野心的著作です。「法と社会」の一般理論を目指した意欲的研究であり、学問的意義が大きく、授賞に値すると判断されました。

「ナポレオン期における中間団体政策の変容：『ポリスの法制度』の視点から」は、一方で中間団体を破壊し、他方で一部職業団体を復活させたナポレオン期の中間団体に関する矛盾した法・政策を、「公序への配慮」という概念で統一的に把握しようとするものです。この研究は、自由主義、個人主義によって特徴づけられる「近代法」が何であったかを明らかにするものであり、学問的意義が大きく、授賞に値すると判断しました。

受賞の言葉

受賞の言葉——第 1 回 学会奨励賞（論文部門） 高村学人（東京都立大学）

まったく謙遜ではなく、奨励賞受賞の報は、驚きを通り越して、正直、何かの間違いではないかと思いました。現在でもそれに変わりありませんが、せっかく頂いたスペースですので、論文の背景にあった、自分の法社会学での問題関心について若干述べたいと思います。

法は、それぞれに特有の「社会」の認識方法を背後に有しています。法が、どのような個人像を想定しているか、それらが織り成す社会関係・中間集団の型、国家のあり方をどのように法が表象し、どう

位置づけているか、というのは、絶えず変動し、また各国ごとに特性を有した、きわめて歴史的な現象です。とりわけ、今日、自律的個人が叫ばれ、情報化・都市化によって社会的結合関係が変容し、国家社会の構造改革がキーワードとなっている中では、法の変動を、それが表象する社会像に焦点を当てて分析することが重要となるでしょう。

私が研究対象としてきた近代フランスは、革命による国民国家と個人の人為的創出、その後の社会秩序の危機を背景に、「社会」を発見し、これを考察する学＝社会学を産み出しました。この新たな学問は、法と法学のあり方にも大きな影響をもたらします。この近代社会の典型たるフランスの歴史的経路、法の変遷を辿ることは、われわれ近代に特有の「個人の自律化」という原理にもとづく秩序化の仕組みとしての近代法の可能性と限界を考察するに、幾ばくかの示唆を提供してくれると考えました。このような緊張を孕んだ歴史過程を辿りながら、法と社会の相互関係を考察すること、その土台構築の作業が、拙稿でした。現代の問題に直接切り込むのではない、迂回とも言える地味な歴史研究に関心を示して頂いたことを有難く思います。

最後に、論文は一人の作業ではなく、多くの方の励まし、ご教示なければ、できるものではありませんでした。とりわけご指導頂いた先生方、良き討論相手となってくれた院生・助手時代の先輩や仲間達に、この場を借りて、改めてお礼申し上げます。

*第1回学会奨励賞・著書部門の受賞者である季衛東会員（神戸大学）は留学中のため、同会員からは残念ながら受賞の言葉をいただけませんでした。（学会事務局）